

しょう がっ こう がっ こう せい かつ ぎょう じ 小学校の学校生活・行事について1



1. しょうがっこう 小学校ってどんなところ？

がっこう ぎょうじ ほ ご しゃ がっこう
学校にはいろいろな行事があります。保護者にも学校にきてもらうもの
や、特別にお金がかかるものもあります。くわしいことはがっこうからお知ら
せがあります。がっこうぎょうじ なまえ ないよう がっこう がくねん
学校行事の名前や内容などは学校、学年によってもちがい
ますが、よく使うものを紹介します。

● しぎょうしき 始業式

がっ き はじ ひ しき
学期の始まりの日にある式です。

● にゅうがくしき 入学式

ねんせい にゅうがく いわ しき
1年生に入学するこどもたちをお祝いする式です。

● けんこうしんだん 健康診断

けんこう いしゃ
からだが健康かどうかをお医者さんがみます。

● しんたいそくてい 身体測定

せ たか おも
背の高さやからだの重さなどをはかります。

● こうがいがくしゅう えんそく 校外学習・遠足

がっこう がくしゅう がっこう で しぜん れきし ぶんか
学校では学習できないことを学校を出て、自然や歴史・文化にふれなが
らがくしゅう
ら学習します。

● じゅぎょうさんかん 授業参観

こ がっこう まいにち せいかつ し ほ
子どもたちが学校で毎日どのように生活をしているかを知るために、保
護者がじゅぎょう み
が授業を観ます。

● がっきゅう こんだんかい 学級（クラス）懇談会

がっこう ほ ご しゃ こ はな
先生と保護者が子どもたちのことについて話しあいます。

● かていほうもん 家庭訪問

せんせい いえ い こ かてい せいかつ ほ ご しゃ はな
先生が家に行き、子どもの家庭での生活について保護者と話しあいます。

● なつやす 夏休み

やく にち にちかん なが やす やす あいだ がっこう い ひ
約30日～40日間の長い休みです。休みの間に学校に行く日もあります。

● うんどうかい 運動会

かけっこ ときょうそう がっきゅう とも
かけっこ（徒競走）やダンスなどをしたり、学級（クラス）の友だちの
おうえん うんどう たの ぎょうじ
応援をしたりしながら、運動を楽しむ行事です。

がっこう ほ ご しゃ かぞく さんか
学校によっては保護者や家族も参加できるものもあります。

しょう がっ こう がっ こう せい かつ ぎょう じ 小学校の学校生活・行事について 2



●終業式

がっ き お ひ しき
学期の終わりの日にある式です。

●修学旅行

ねんせい がくねんぜんいん と りょこう
6年生になると、学年全員で泊まりの旅行をします。

●冬休み

ねんまつねんし じ き やく しゅうかん やす
年末年始の時期にある約2週間の休みです。

●卒業式

そつぎょう ひと そつぎょうしょうしょ そつぎょう いわ しき
卒業をみとめられた人に、卒業証書をわたし、卒業を祝う式です。

●修了式

いちねんかん がくしゅう ぶ じ きねん しき
一年間の学習を無事におえたことを記念する式です。

●春休み

がつまつ はじ やく しゅうかん やす やす お
3月末から始まる約2週間の休みです。この休みが終わるとひとつ上
がくねん がつ あたら がくねん
の学年にすすみ、4月から新しい学年になります。

2. 学校には、次のような決まりがあります。学校ごとにちがうこともあ りますので、先生に聞いてください。

◆登校

①通学路

あんぜん がっこう い かえ
安全に学校に行ったり、帰ったりできるように、行くときや帰るときに
とお みち き つうがくろ
通る道が決められています。これを「通学路」といいます。

②通学の仕方

○集団登校

ちか す こ いっしょ とうこう ほう
近くに住む子どもたちが1つのグループとなって一緒に登校する方
ほう
法です。

○個人登校

ひとり ちか す こ いっしょ とうこう ほうほう
一人か、近くに住む子どもと一緒に登校する方法です。

しょう がっ こう がっ こう せい かつ ぎょう じ 小学校の学校生活・行事について3



◆ しょうぎょう じ ちく (がっこう はじ じ かん) 始業時刻 (学校が始まる時間)

あさ、8時25分から8時30分ぐらいに始まります。10分くらい前に着くようにしましょう。

時間までに来ない場合は「遅刻」になります。

遅刻するときや、びょうきなどで休むときには、ほごしゃから、かならずがっこうに連絡をしてください。

◆ がっこう じ かん 学校にいる時間

じゅぎょう かず かえ じ かん よう び がくねん じゅぎょう たんにん
授業の数や帰る時間は曜日や学年によってかわります。授業は担任の先生が中心になって教えます。

◆ きゅうしょく 給食

しょうがっこう がっこう ようい ひる こ
小学校には学校で用意されるお昼ごはんがあります。子どもたちが自分たちでご飯を配ったり、後かたづけをしたりしています。これは給食当番といいます。

がっ き ぎょう じ きゅうしょく ば あい
学期のはじめや行事があるときは、給食のない場合もあります。また、弁当 (いへ) (家からもってくるお昼ごはん) が必要な場合もあります。

◆ ふくそう 服装

たいいく じ かん たいそうふく き が たいいくかん うわ ぐつ べつ
体育の時間は、「体操服」に着替えます。体育館では、上靴と別に体育館だけでつかう靴が必要な学校があります。

きゅうしょくとうばん
「給食当番」になったときは、エプロン・マスク・帽子を着けます。

すいえい じゅぎょう みず ぎ すいえいぼうし いへ よう
プール (水泳) 授業では、水着と水泳帽子とタオルなどを、家で用意します。くわしくは学校で聞いてください。

◆ せいそう じ かん 清掃時間

こ せんせい いっしょ きょうしつ かいだん ろう か そう じ
子どもたちは先生と一緒に、教室、階段、廊下、トイレなどの掃除をします。自分たちが学習し生活する場所を、自分たちできれいにします。

◆ げ こう 下校

がっこう いへ かえ げ こう つうがく ろ とお かえ
学校から家に帰ることを下校といいます。通学路を歩いて帰ります。とうこう おな しゅうだん げ こう げ こう じ かん がくねん
登校と同じように、集団下校するときもあります。下校時間は、学年や曜日によってちがいます。行事のあるときも時間が変わります。

しょう がっ こう がっ こう せい かつ ぎょう じ 小学校の学校生活・行事について4



がっこう 3. 学校のようにについて

◆授業について

じゅぎょう たんにん せんせい ちゅうしん おし がくねん がっこう
授業は担任の先生が中心になって教えますが、学年や学校によっては、
す こう おんがく かにい べつ せんせい おし なんにん
図工・音楽・家庭などを別の先生が教えることもあります。また、何人か
せんせい おし ばあい
の先生で教える場合もあります。

かくきょうか がくしゅう がっきゅう かつどう
※各教科の学習や、はじまりとおわりの学級（クラス）活動、いろいろな
ぎょうじ がっきゅう おお こま
行事は、学級ごとにおこなうことが多いので、わからないことや困ったこと
があれば、すぐに担任の先生に相談してください。

◆学校ではこんな勉強をします。

こくご さんすう せいかつ ねんせい おんがく す がこうさく たいいく
国語、算数、生活（1・2年生）、音楽、図画工作、体育があります。
ねんせい せいかつ しゃかい り か がいこくご かつどう
3年生からは、生活にかわって、社会と理科、さらに外国語活動がは
じまります。また、5年生からは、家庭も加わります。

ほか どうとく じ かん とくべつかつどう がっきゅうかつどう じ どうかいかつどう かつどう がっ
※他に道德の時間、特別活動（学級活動、児童会活動、クラブ活動、学
こうぎょうじ そうごうてき がくしゅう じ かん
校行事）、総合的な学習の時間などがあります。

◆学習道具

がくしゅう つか きょうかしよ むりょう きょうかしよ い がい ひつよう きほんてき か
学習に使う教科書は無料です。教科書以外に必要なものは基本的には家
てい ようい がっこう くば
庭で用意してもらいます。また、ノートなどを学校から配られることもあり
ます。いくつかの教科では、自分だけがつかう道具が必要なことがあります。

◆通知表

こ がくしゅう せいか きろく がっこうせいかつ かつどう ようす
子どもの学習の成果や記録、学校生活のさまざまな活動の様子がかい
てあります。しゅうぎょうしき ひ ほ ごしゃ しぎょうしき ひ たん
終業式の日にもらい、保護者にみせてから、始業式の日には担
任にわたします。

～大人の責任～



令和5年(1月～12月)刑法犯検挙数中、少年によるものは、1,764人と、依然として2,000人に近い数となっています。

大阪府では青少年の社会環境を整備し、健全な成長を阻害する行為から彼らを保護するため、昭和59年より「大阪府青少年健全育成条例」が施行され、新たな課題に対応して改正を重ねています。その中で保護者の責任や役割に関する部分を下記に抜粋しました。

保護者等の責務

第6条 保護者は、青少年の規範意識、公共心及び自らと他者を大切に
する心を醸成する等により、青少年を健全に育成することがその
本来果たすべき責務であり、自らが青少年の模範となつて行動すべ
きことを自覚し、愛情ある環境の中で青少年を保護し、及び教育す
るよう努めなければならない。

2 青少年の健全な育成に関する活動を行う者は、自らが青少年の模
範となつて行動すべきことを自覚し、その活動を通じて青少年の健
やかな成長にふさわしい環境をつくることに努めるとともに、青少
年の健全な育成に努めなければならない。

と示されております。まずは、保護者自身がより良い社会をつくる努力を子どもに見せるべきではないでしょうか。

<家族だけで悩まないでください>

「大阪府青少年健全育成条例」は保護者の責任や役割だけではなく地域
住民・学校・青少年健全育成団体・事業者などの府民が一丸となつて青
少年を健やかに育んでいこうとするものです。

保護者だけで子育ての問題を抱え込まず、周りの人や専門家にも相談を
することも必要です。みんなで協力して子どもを育てていきましょう。

(P9・13・14・15には上記に関係した内容が記載されています。)